

役員のための財務税務会社法ニュース

マネジメントリポート

今回のテーマ： 日本版 IFRS のゆくえ

2013年6月19日、金融庁企業会計審議会は、①IFRSの任意適用要件の緩和、②IFRSの適用の方法等についての考え方を整理した、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「方針」という）を公表しました。

1. IFRS 任意適用要件の緩和

現状では、①上場している、②IFRSによる連結財務諸表の適性性確保への取組・体制整備をしている、③国際的な財務活動又は事業活動を行っている、という要件が課せられていますが、このうち①と③の要件が削除される見通しです。

2013年5月末現在、我が国における IFRS 任意適用企業数は、適用公表企業も含めて 20 社に留まっていますが、この緩和により、任意適用可能企業が約 4,000 社（現在は約 600 社）となり、IFRS 任意適用の裾野が広がることになります。

2. IFRS の適用の方法（日本版 IFRS の策定）

現状では、任意適用に際して適用される IFRS は、金融庁長官が「指定国際会計基準」として定めたものであり、IASB が策定した全ての基準がそのまま該当することになっています。今後、この pure な IFRS の一部を修正して採択するエンドースメント（endorsement）の仕組みを設けることで、我が国に適した IFRS を策定することが検討されています。いわゆる、日本版 IFRS（J-IFRS）の新設です。

具体的な検討は ASBJ に委ねられますが、例えば、のれんを償却することや、持ち合い株式の売却益を当期利益として認識すること等の措置が推定されます。J-IFRS は、早ければ 2015 年 3 月期から適用可能となるかもしれません。

3. 背景

この方針は、わが国において IFRS の任意適用を積上げることで、IFRS 策定に関して日本の発言権を確保しなければならない、という危機感の表れとも解釈できます。現在、金融庁は IFRS 財団モニタリング・ボードのメンバーですが、2013年3月には、このメンバーの要件である「IFRS の使用」が明確化され、強制又は任意の適用を通じた IFRS の“顕著”な使用とされました。適用企業 20 社のみの国が、IFRS を顕著に使用している国とは判断されないでしょう。

お見逃しなく！

- 自民党は、IFRS 適用企業を 2016 年末に 300 社程度まで増やすとの目標を掲げています。また、ROE、海外売上比率、IFRS の導入等、経営の革新性等の面で評価が高い「グローバル 300 社」のインデックスを東証において創設する等、提言しています。任意適用という枠組みの中で、経済界に対する更なる要請も予想されます。
- J-IFRS が策定されると、我が国において 4 つの基準（日本基準、米国基準、pure な IFRS、J-IFRS）が併存することになります。このことに対しては、制度としてわかりにくく、投資家等の利便に反するのではないかという懸念もあります。